

住宅防音工事希望届

(1) 工事希望者等

この希望届の送付者もしくはメール送信者は、工事希望者本人ですか。

- はい → 当希望届のみ提出してください。
 いいえ → 当希望届のほかに委任状（形式自由）の提出が必要です。

(2) 工事の種類

- 防音工事 一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 (要介護 要支援)
 外郭防音工事 (居室あり 玄関等のみ) 工法是正工事

空調和機器機能復旧工事

防音建具機能復旧工事 を希望します。

(フリガナ)	()	
工事希望者の氏名		工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。 (はい ・ いいえ)
工事希望者の住所	〒 - [工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒 -]	
連絡先	TEL	
建築年月日	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的に行うことを希望する場合は該当箇所を四角で囲んでください。

高齢者 (戸)、乳幼児 (戸)、小中学生 (戸)、障がい者 (戸)

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください。

- この「住宅防音工事希望届」は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 「住宅防音工事希望届」に記載された個人情報は、南関東防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。
 なお、御不明な点は、南関東防衛局へお問い合わせください。

◎問い合わせ先及び送付先 ※電話番号及びメールアドレスのお間違いにご注意ください

住宅防音工事希望届は「封書」または「電子メール」にて下記宛先までお送りください。

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

TEL : 045-211-7113

MAIL : bouon-hikojo-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

南関東防衛局コールセンター

TEL : 0570-00-6000

(9:00~19:00 月曜~土曜[祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く])

厚木飛行場周辺の住宅防音工事対象区域等の見直しについて

南関東防衛局では、飛行場周辺の航空機騒音の影響を受けているの方々に対して、住宅防音工事の助成を行っています。厚木飛行場については、現行の区域を指定した当時（平成18年1月）と比べて騒音状況が変化しているため、令和8年3月25日に、現行の区域の解除、新たな区域の指定を令和9年10月1日に適用する旨を告示しました。

○令和9年10月1日に解除される区域にお住いの皆さまへ

現行の対象区域が解除となりますが、令和9年9月30日までの経過措置期間内に「住宅防音工事希望届」をご提出いただいた場合は、区域解除後であっても、従来の工事内容で防音工事又は機能復旧工事を実施します。

工事内容	区分	希望届受付対象住宅
防音工事	平成18年1月17日までに第一種区域に指定された区域	平成18年1月17日までに建築された住宅
空気調和機器機能復旧工事		「平成29年9月30日までに防音工事」または「平成29年9月30日までに空気調和機器機能復旧工事」が完了した住宅
防音建具機能復旧工事		「平成29年9月30日までに防音工事」または「平成29年9月30日までに防音建具機能復旧工事」が完了した住宅

○令和9年10月1日に適用される新しい対象区域にお住いの皆さまへ

- (1) 新しい対象区域の適用日（令和9年10月1日）以降に住宅防音工事（防音工事、機能復旧工事）を実施される住宅については、新たな工法（家屋全体を工事の対象とする「外郭防音工事（ペアガラスの採用など）」）による防音工事で実施します。
- (2) 新たに対象となる住宅の「住宅防音工事希望届」は、令和9年1月4日より受付を開始します。

工事内容	区分	希望届受付対象住宅
防音工事	令和8年3月25日に告示され、令和9年10月1日に適用される区域	令和9年10月1日までに建築された住宅
空気調和機器機能復旧工事		防音工事または空気調和機器機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅
防音建具機能復旧工事		防音工事または防音建具機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅

○新しい対象区域の住宅については、住宅防音工事の内容が変更（新工法）になります。

- (1) 住宅が所在する区域により異なりますが、新しい対象区域の適用日（令和9年10月1日）以降に住宅防音工事（防音工事、建具復旧工事）を実施される住宅については、新たな工法（家屋全体を工事の対象とする外郭防音工事）による防音工事で実施します。
- (2) なお、平成18年1月17日までに建築された住宅で、従来の工法による防音工事（防音工事、機能復旧工事）を希望される場合は、**令和8年12月28日までに希望届を提出**してください。
- (3) 新しい住宅防音工事の内容（新工法）は、「住宅防音工事のあらまし（令和9年10月1日に指定の区域にお住いの皆さまへ）」をご参照ください。

詳しくは、以下のQRコードからご確認ください。

（南関東防衛局WEBサイト）



（新区域及び解除区域について）



〈記載要領、注意事項〉 厚木飛行場

- ①について
「住宅防音工事希望届」の提出日を記入してください。
- ②について
希望される工事(防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事)にチェックし、防音工事については、希望する工事内容にチェックしてください。
防音区画改善工事をご希望され、要介護又は要支援の方がお住まいの場合は、要介護・要支援の該当欄にチェックしてください。
- ③について
○アパート等の所有者が「防音工事」を希望される場合
「工事希望者の住所」の欄の下段の〔 〕に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数」を記入してください。
○二世帯住宅にお住まいの方が二世帯住宅の「防音工事」をご希望される場合
「工事希望者の住所」の欄の余白に二世帯住宅である旨を記入してください。
○アパート等の所有者が「空気調和機器機能復旧工事」、「防音建具機能復旧工事」を希望される場合
「工事希望者の住所」の欄の下段の〔 〕に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数」を記入し、別葉(メモでかまいません。)にて建物名と部屋番号を記入して添付してください。
- ④について
住宅防音工事を希望する住宅の「建築年月日」を記入してください。
住宅を建て替えられた方は、建て替え前の住宅の「建築年月日」も記入してください。
- ⑤について
以下の方がお住まいの住宅について、住宅防音工事を優先的にを行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えない方は、住宅防音工事希望届の、「高齢者」、「乳幼児」、「小中学生」、「障がい者」の該当箇所を四角で囲んでください。
Ⅰ 高齢者(65歳以上の方)
Ⅱ 乳幼児(小学校就学前)
Ⅲ 小中学生(満15歳になった日に属する学年までの方)
Ⅳ 障がい者(公的証明をお持ちの方)
また、アパート等の所有者が住宅防音工事を優先的にを行うことを希望される場合は、該当する戸数を記入してください。
※住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に併せて、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。
- 住宅防音工事希望届を提出する際は、住宅の建築年月日及び建て替えをされた住宅の場合は建て替え前の建築年月日をそれぞれ登記事項証明書等の公的書類で確認されるようお願いいたします。
- 住宅防音実施後、増築等により防音工事済室を改造されている場合は、その後の住宅防音工事が実施できなくなる場合がありますので、事前に南関東防衛局までお問い合わせください。
- 記入された内容などについて、当局職員から確認の連絡をさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。
- 国の予算の都合上、住宅防音工事の実施までに相当の期間を頂く場合もありますので、予めご了承ください。
- 住宅防音工事希望届は「封書」または「電子メール」にて下記宛先までお送りください。

封書送付先住所：

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内
南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

電子メール送付先アドレス：

bouon-hiko.jo-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp